

## 個人情報保護審議会答申の概要

答申第 163 号（諮問第 189 号）

件名：苦情処理の経過及び結果が分かる文書の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 2 年 5 月 7 日

### 2 原処分

令和 2 年 6 月 5 日（一部開示決定）

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄のとおり愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 号（第三者個人情報）、第 6 号（犯罪捜査等情報）及び第 8 号（行政運営情報）に該当するとして、一部開示とした。

### 3 審査請求

令和 2 年 7 月 1 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 2 年 9 月 4 日

### 5 審議会の結論

公安委員会が開示しないこととし、審査請求の対象となった苦情結果調査報告の「事実関係」欄及び「調査結果」欄のうち別表 1 の 1 欄に掲げる不開示とした部分について、同表の 3 欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が公安委員会宛てに申し出た苦情等に関して公安委員会が作成又は取得したものである。

実施機関は、別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書のうち、同表の 2 欄に掲げる部分を

同表の 3 欄のとおり条例第 17 条第 2 号、第 6 号及び第 8 号に該当するものとして不開示にしている。

審査請求人は、審査請求書において、起案文書（令和 2 年 4 月 28 日起案）の苦情に対する調査結果のうち、捜査に関する内部的な判断結果が記載された部分を開示するよう求めている。また、反論書において、条例第 17 条第 8 号該当性について、監査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれと定められているが、そもそも、発端となった事件について、監査等は完了していると主張している。

ここで、当審議会において、起案文書（令和 2 年 4 月 28 日起案）を確認したところ、犯罪捜査に関する苦情の調査結果についての愛知県警察本部長から公安委員会への報告文書であり、苦情調査結果が添付されていることが認められた。また、苦情調査結果には、「件名」欄、「苦情要旨」欄、「事実関係」欄、「調査結果」欄等があり、「事実関係」欄には犯罪捜査に関する苦情について調査した内容が、「調査結果」欄には犯罪捜査に関する苦情について組織の内部判断結果が記載されていることが認められた。

したがって、これらの内容を踏まえると、別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書のうち審査請求の対象となる部分は、起案文書（令和 2 年 4 月 28 日起案）のうち苦情調査結果報告の「事実関係」欄及び「調査結果」欄（以下「審査請求対象部分」という。）であると解される。

そして、実施機関は、審査請求対象部分のうち、別表 1 の 1 欄に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。同欄に掲げる本件情報 2 以下についても同様とする。）を条例第 17 条第 2 号及び第 8 号に、本件情報 2 を同条第 6 号及び第 8 号に、本件情報 3 を同条第 8 号に該当するとして不開示としている。これらの部分が不開示情報に該当するか否かを以下検討する。

### (3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報 1 が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審議会において、本件情報 1 を見分したところ、警察官が審査請求人以外の

関係者から聴取した内容が記載されていることが認められた。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

また、本件情報 1 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

#### (4) 条例第 17 条第 6 号該当性について

ア 本号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている保有個人情報、不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、本件情報 2 が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、本件情報 2 には、個別具体的な事件に関する捜査手法や判断基準、関心事項、犯罪捜査に係る着眼点、取調べ内容等の情報が記載されており、これらの情報を開示すれば、犯罪行為を敢行又は企図する者が対抗措置や防衛措置を講じ、証拠隠滅を図る等、将来の犯罪捜査等に支障が生じるおそれがあるとのことである。

ウ 当審議会において、本件情報 2 を見分したところ、審査請求対象部分 1 ページ目の下から 1 行目から 9 行目までについては、実施機関が説明するとおり、個別具体的な事件に関する捜査手法、判断基準、関心事項、着眼点等が記載されていた。これらの情報を開示することにより、将来の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められるため、本件情報 2 のうち審査請求対象部分 1 ページ目の下から 1 行目から 9 行目までについては、条例第 17 条第 6 号に該当する。

エ 一方で、本件情報 2 のうち審査請求対象部分 2 ページ目の 1 行目から 6 行目までについては、審査請求人への取調べの内容が記載されていた。ここで、当審議会において実施機関に確認したところ、これらの内容は、取調べにおいて何に重きを置いているのか着眼点が記載されていることから、公にされるのは捜査に支障が生じるため、不開示としたとのことである。

本件情報 2 のうち審査請求対象部分 2 ページ目の 4 行目から 6 行目までについては、実施機関が説明するとおり、取調べにおいて何に重きを置いているのかという着眼点が分かり、また、具体的な捜査手法が記載されていることから、これらの情報を開示することにより、将来の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがある

と実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められるため、条例第 17 条第 6 号に該当する。一方で、審査請求対象部分 2 ページ目の 1 行目から 3 行目までについては、単に審査請求人に取調べを行った内容等が記載されているに過ぎず、また、具体的な捜査手法が記載されているとは言えないことから、将来の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められないため、条例第 17 条第 6 号に該当しない。

オ なお、本件情報 2 が条例第 17 条第 8 号にも該当するとしていることから、第 8 号該当性について下記(5)ウで改めて論ずる。

(5) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、本件情報 1、本件情報 2 及び本件情報 3 が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審議会において、本件情報 3 を見分したところ、個別具体的な事件についての苦情に関する内部判断や対応方針等が記載されているが、犯罪捜査を行うに当たっての一般的な事項が記載されているに過ぎないと認められた。また、調査結果において既に開示されている部分と比較しても、開示することにより、組織内における検討や今後の方針等を策定することが困難になるような情報が記載されているとは認められない。

したがって、本件情報 3 を開示することにより、苦情調査業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは認められない。

よって、本件情報 3 は、条例第 17 条第 8 号に該当しないため、開示するべきである。

ウ 本件情報 2 のうち審査請求対象部分 2 ページ目の 1 行目から 3 行目までについては、前記(4)エにおいて述べたとおり、単に審査請求人に取調べを行った内容等が記載されているに過ぎず、また、組織内における検討過程や判断結果が記載されているものでもないため、開示することにより苦情調査業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは認められない。

よって、本件情報 2 のうち審査請求対象部分 2 ページ目の 1 行目から 3 行目までについては、条例第 17 条第 8 号に該当しない。

本件情報 2 のうち審査請求対象部分 2 ページ目の 1 行目から 3 行目までについては、前記(4)エにおいて述べたとおり、条例第 17 条第 6 号の不開示事由にも該当しないことから、不開示とする理由はなく、開示するべきである。

エ なお、本件情報 1 並びに本件情報 2 のうち審査請求対象部分 1 ページ目の下から 1 行目から 9 行目まで及び 2 ページ目の 4 行目から 6 行目までは、条例第 17 条第 8 号に該当するとして実施機関は不開示としているが、本件情報 1 は同条第 2 号に、本件情報 2 のうち審査請求対象部分 1 ページ目の下から 1 行目から 9 行目まで及び審査請求対象部分 2 ページ目の 4 行目から 6 行目までは同条第 6 号に該当することから、同条第 8 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表 1 の 1 欄に掲げる部分のうち、本件情報 2 のうち審査請求対象部分 2 ページ目の 1 行目から 3 行目まで及び本件情報 3 以外の部分を不開示としたことの妥当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

## 別記

私が令和2年2月27日に、愛知県公安委員会に対し文書で苦情を申し立て、結果を手紙でいただいた件について、私が苦情を申し立てたときの文書、苦情処理の経過及び結果がわかる文書

(請求日現在、愛知県公安委員会が保管するもの)

苦情処理結果は、提出した1枚の文書コピーのとおり。

別表 1

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定	3 開示すべき部分
<p>【本件情報 1】 開示請求者以外の第三者から聴取した内容が記載された部分</p>	<p>条例第 17 条第 2 号及び第 8 号</p>	<p>なし</p>
<p>【本件情報 2】 苦情に対する調査結果のうち、捜査に関する内部的な判断結果が記載された部分</p>	<p>条例第 17 条第 6 号及び第 8 号</p>	<p>審査請求対象部分 2 ページ目の 1 行目から 3 行目まで</p>
<p>【本件情報 3】 苦情に対する調査結果のうち内部的判断結果が記載された部分</p>	<p>条例第 17 条第 8 号</p>	<p>不開示とした部分全て</p>

別表 2

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
起案文書(令和2年3月6日起案)	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	条例第17条第2号
補充調査書(令和2年3月6日取扱いに係るもの)	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	条例第17条第2号
苦情申出受理簿	開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	条例第17条第2号
起案文書(令和2年3月12日起案)	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	条例第17条第2号
	個人に割り当てられた警察電話番号	条例第17条第8号
起案文書(令和2年4月28日起案)	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	条例第17条第2号
	開示請求者以外の第三者から聴取した内容が記載された部分	条例第17条第2号及び第8号
	苦情に対する調査結果のうち、捜査に関する内部的な判断結果が記載された部分	条例第17条第6号及び第8号
	苦情に対する調査結果のうち内部的判断結果が記載された部分	条例第17条第8号
起案文書(令和2年4月30日起案)	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	条例第17条第2号